

安城市病児・病後児保育支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は予算の範囲内で交付する安城市病児・病後児保育支援事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、安城市補助金等の予算執行に関する規則（昭和39年安城市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、市内で「病児保育事業の実施について」（平成27年7月17日付け雇児第0717第12号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「国通知」という。）別紙の4（1）に規定する病児対応型保育事業又は国通知別紙の4（2）に規定する病後児対応型保育事業（安城市病児・病後児保育事業実施要綱（平成21年7月1日施行）第2条ただし書の規定により市から委託されているものを除く。以下「事業」という。）を実施するものであって、次の各号のいずれにも該当しているもの（以下「補助対象者という」。）とする。

- (1) 国通知別紙の6（1）又は6（2）に規定する実施要件を満たしていること。
- (2) 事業を利用する児童の保護者から当該児童のかかりつけ医等が作成した医療情報提供書を提出してもらっていること。
- (3) 緊急時に、事業を利用する児童を受け入れてもらうための医療機関をあらかじめ選定し、及び当該医療機関に事業の理解を求め、かつ、協力関係を構築していること。
- (4) 事業を利用する児童の体温その他の健康状態を的確に把握し、病状に応じて安静を保てるようにしていること。
- (5) 二次感染の防止を図ること。
- (6) 事業を利用する児童の容態が急変した場合の対応について、適切な処置を講ずることができる体制を構築していること。
- (7) 事業を利用する児童の保護者から利用者負担額として、事業の利用1回につき2,000円以上を徴収していること。
- (8) 企業主導型保育事業費補助金等、補助金に類する助成を受けていないこと。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、補助金の交付を申請する年度において補助対象者が実施す

る事業を次の各号のいずれにも該当する児童が利用する回数の合計に1万円を乗じて得た額とする。

- (1) 市内に住所を有していること。
- (2) 生後6か月から小学校3年生までであること。
- (3) 次のア又はイのいずれかに該当していること。

ア 病気の回復期に至らない場合であって、当面の症状の急変が認められず、かつ、一時的に事業を実施する施設等で保育する必要があること。

イ 病気の回復期であって、安静の確保等に配慮する必要があることを理由に集団保育が困難であること。

- (4) 保護者及び同居者の就労の状況、傷病、冠婚葬祭等の理由により、家庭において保育を受けることが困難であること。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、規則様式第1による補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 歳入歳出予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

第5条 補助事業者は、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、規則様式第4による補助金等実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 歳入歳出決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。